

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社サトイ設計工務	3030001114099	埼玉県志木市館2-1-6-304	R6.3.22 ~ R6.4.21 (1ヶ月)	指名停止措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	株式会社サトイ設計工務は、千葉県船橋市内の民間工事において、特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第16条第2号の規定に違反し、同法第28条第1項本文に該当する。また、同工事にて、同法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、政令で定める金額以上となる下請契約を締結したことは、同法第28条第1項第6号に該当すると認められるとして、令和6年1月16日、埼玉県知事から監督処分(指示)を受けた。
竹内建設株式会社	3040001044031	千葉県印西市原1-1-5	R6.3.1 ~ R6.5.31 (3ヶ月)	指名停止措置要領別表第2第3号イ(贈賄)	竹内建設株式会社の代表取締役は、令和5年4~10月ごろ、千葉県北千葉道路建設事務所の発注工事の入札をめぐり、同事務所長が工事の入札情報を漏らした謝礼として、複数回にわたり現金計約20万円や計40万円相当の接待をした疑いがあるとして、令和6年1月10日、贈賄容疑で千葉県警に逮捕された。
有限会社外谷建設	7100002006012	長野県上水内郡信濃町大字柏原2896	R6.3.1 ~ R6.5.31 (3ヶ月)	指名停止措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	有限会社外谷建設は、令和6年1月4日、経営事項審査において、除雪業務の売上高を土木一式工事の完成工事高に含める虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、長野県知事から監督処分(営業停止45日間)を受けた。
株式会社ユアテック関東サービス	3030001119833	埼玉県川口市柳崎1-20-38	R6.3.1 ~ R6.3.31 (1ヶ月)	指名停止措置要領別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)	株式会社ユアテック関東サービスの元代表取締役は、代表取締役だった当時、架空の工事代金を請求させ、外注業者の口座に入金させたとして、令和5年6月28日、会社法違反(特別背任)の容疑で埼玉県警に逮捕された。
株式会社麦島建設	5180001009480	愛知県名古屋市長和区鶴舞2-19-10	R6.1.31 ~ R6.3.30 (2ヶ月)	指名停止措置要領別表第2第8号イ(競売入札妨害又は談合)	株式会社麦島建設の長野営業所長は、長野県木曾郡南木曾町の教育委員会が令和3年7月に行った、妻籠町並み交流センターの建設工事の指名競争入札をめぐり、同町の職員から最低制限価格を聞き取り落札し、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月9日、木曾福島簡易裁判所に略式起訴され、同11月21日までに罰金50万円の略式命令を受けた。
蜂谷工業株式会社	7260001005412	岡山県岡山市北区鹿田町1-3-16	R6.1.31 ~ R6.5.30 (4ヶ月)	指名停止措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	蜂谷工業株式会社は、令和5年11月28日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、中国地方整備局長より監督処分(営業停止45日間)を受けた。